

静岡県立大学 食品栄養科学部 食の未来を拓く教育基盤整備支援基金規程

令和8年9月1日 規程第223号

(設置)

第1条 静岡県立大学おおぞら基金規程第4条第1項に規定する特定基金として、静岡県立大学食品栄養科学部 食の未来を拓く教育基盤整備支援基金（以下「教育基盤整備支援基金」という。）を置く。

(目的)

第2条 教育基盤整備支援基金は、食産業に強い地域特性を活かした教育を通じて、健康・環境・社会に関連する科学技術の視点から食を総合的に学び、地域に根ざした持続可能で健康的な食の未来を創造する人材を育成するための基盤整備の支援を目的とする。

(教育基盤整備支援基金の使途)

第3条 前条の目的を達成するため、教育基盤整備支援基金の使途は、次に掲げる事業とする。

- (1) 建物の改修に関する事業
- (2) 備品の購入に関する事業
- (3) その他基盤整備に資する事業

(雑則)

第4条 理事長は、この規程に定めるもののほか、教育基盤整備支援基金に関して必要な事項を定めることができる。

附 則

この規程は、令和8年9月1日から施行する。